

平成23年度 青森県立美術館嘱託員 募集要項

次のとおり嘱託員を募集する。

1 採用職種及び職務内容等

(1) 採用する職の担当業務とその主な業務内容

担当業務	業 務 内 容
舞台芸術制作 補助業務担当	当館において、舞台芸術総監督のアシスタントとして、舞台芸術活動等（演劇、音楽、ダンス、映画・映像等をいう。）の制作・公演等を支援する業務に従事する。

(2) 報 酬

日給 10,000円

（通勤手当等の諸手当制度はない。
健康保険制度、雇用保険制度あり。）

(3) 勤務場所

青森県立美術館 〒038-0021 青森市大字安田字近野 185

業務の必要により、県内外へ出張する場合がある。

（この場合、県の一般職員の例に準じ別途、旅費を支給する。）

(4) 勤務時間等

（ア）1週当たりの勤務日数及び1日当たりの勤務時間数は次のとおりとする。

週4日勤務（1日当たり7時間15分勤務）

1週当たりの勤務時間は、29時間とする。

土・日曜日及び祝日の勤務がある。具体的には、業務の必要性及び本人の都合等を総合的に勘案して月毎に、あらかじめ勤務日等を決定する。

（イ）休暇制度は次のとおり。

有給休暇 労働基準法準拠

特別休暇 夏季休暇（1日/年）、服忌休暇 等

(5) 委嘱期間

採用の日から1年以内。ただし、採用となった嘱託員の業務が翌年度以降も継続し、かつ勤務成績が優秀で本人の希望があれば、委嘱期間が更新される。

2 採用予定人員 1名

3 採用予定時期 平成23年4月1日

4 応募資格

(1) 資格要件

舞台芸術に関する製作実務経験を有する者。

(2) 次のいずれかに該当する方は応募できない。

- ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- ・青森県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

5 応募の手続

応募に当たっては、下記(3)の書類を所定の期日までに提出のこと。

(1) 応募先(問合先)

青森県立美術館

〒038-0021 青森市安田字近野 185

電話 017-783-3000 又は 783-5240(直通) Fax 017-783-5244

※郵送する場合は、封筒の表に「嘱託員応募」と朱書きのこと。

(2) 受付期間

平成23年2月25日(金)から3月10日(木)まで必着。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 提出書類

(ア) 小論文

次のテーマにそった小論文を、800字以内で作成のこと。

- ・テーマ「公共施設と舞台芸術活動等」

舞台芸術活動等には、演劇、音楽、ダンス、映画・映像等が含まれます。自分が専門とする分野に限った内容で構いません。(例えば、演劇を専門とする場合は「公共施設と演劇」という内容で可)

- ・パソコン、ワープロで原稿を作成する場合は、A4版縦長の用紙に横書き、20ポイント程度の活字を用い、25字×18行程度の間隔で作成のこと。

(手書きの場合は、市販の原稿用紙により作成のこと。)

(イ) これまでの活動や実績を示す資料

- ・劇団等での勤務歴や俳優歴、各種芸術活動歴等がある場合は、そこでの主な活動実績等を示すもの。
- ・以上の資料は、既存資料のコピー(写し)や写真による。適当な既存資料がない場合は、要約版として、A4版縦長の用紙に横書きで1〜2枚程度に整理し、提出のこと。

(ウ) 履歴書

書式は市販のものでかまわない(ただし、次の事項は必ず記入のこと)。また、顔写真(最近撮影のもの)を貼付のこと。

- ・氏名、生年月日、性別、住所、家族構成、学歴(中学校以上を年代順に記入)、職歴、資格・免許及び賞罰
- ・連絡先の住所、郵便番号及び電話番号(採否連絡等に用いるので正確に。携帯電話など連絡が容易につく番号があれば、付記のこと。)

6 選 考

(1) 第1次選考(書面審査)

(ア) 提出された小論文、これまでの活動や実績を示す資料及び履歴書(上記5(3)の(ア)～(ウ)記載の各書類)に基づき、書面審査を行う。

(イ) この結果は、合格者本人に、3月15日(火)中に通知(電話連絡)する。

(2) 第2次選考(面接試験)

(ア) 第1次選考の合格者を対象に面接試験を行う。

(イ) 実施日時は個別に連絡。会場は青森県立美術館。

(ウ) 第2次選考(面接試験)の合格者には、3月25日(金)までに通知(電話連絡)する。

7 合格から採用まで

(1) 上記6のとおり、合格者には、青森県立美術館から直接、その旨を通知する。

(2) 合格者は、原則として採用までの間に、次の書類を提出のこと。

- ・身分証明書(本籍地の市町村役場が発行する禁治産者及び準禁治産者でないことを証明する書類)
- ・健康診断書(過去半年内に保健所や国公立病院等で受けたもの)

(3) 上記(2)の書類を確認の上、正式に嘱託員として採用する。

8 成績の公表

審査に係る具体的な内容等については公表しません。